

岩手県告示第157号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和8年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、二戸市、八幡平市、滝沢市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡九戸村及び二戸郡一戸町
- (2) 基本測量を実施する期間 令和8年4月23日から令和9年3月31日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 空中写真撮影及びオルソ作成
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、久慈市、奥州市及び紫波郡矢巾町
- (2) 基本測量を実施する期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 重力測量
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 奥州市
- (2) 基本測量を実施する期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 地磁気測量